

規制の事前評価書 様式

政策の名称	指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設に伴う所要の措置	担当部局名	年金局事業管理課	作成責任者名	事業管理課長 大西 友弘	評価実施時期	平成26年1月	
法令案等の名称・関連条項	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(仮称)・第109条の2							
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 現行、国民年金保険料の免除申請においては、客観的には免除の要件に該当しているにもかかわらず、申請のわずらわしさから、手続きをとらず、その結果、未納期間を生じている者が存在しており、これらの者に保険事故が生じた場合に、給付を受給できなくなる可能性が生じるところです。本法案においては、社会保障制度としての観点からも、被保険者に対しより簡便に手続きが行えるよう指定全額免除申請事務取扱者が申請の委託を受けることができることとしています。具体的には、厚生労働大臣が全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として指定する指定全額免除申請事務取扱者が、被保険者からの保険料全額免除申請の委託を受けることができることとし、被保険者が委託をした場合には、当該委託をした日に全額免除申請があったものとみなす措置を設けることとしています。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 指定全額免除申請事務取扱者が行う事務は、被保険者の秘密を扱うことになるものであり、かつ、当該事務が適正に行われない場合には、かえって被保険者の不利益になる恐れがあります。そのため、厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができることとします。</p>							
想定される代替案	<p>○全額免除申請事務取扱者の登録制度の創設 一定の要件を満たす者については厚生労働大臣に登録することにより全額免除申請事務を行えることとします。</p> <p>○全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 登録制度とする場合においても、全額免除申請事務取扱者は被保険者の秘密を扱うこととなるため、事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、全額免除申請事務取扱者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられる制度が必要です。</p>							
規制の費用(注)	費用の要素						代替案の場合	
1 遵守費用	<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 指定全額免除申請事務取扱者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らした場合、罰則(30万円以下の罰金)が科されます。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 指定全額免除申請事務取扱者は、事務を適正かつ確実に実施するための措置を講ずる費用(事務マニュアルを整備する等)が発生します。</p>						<p>○全額免除申請事務取扱者の登録制度の創設 登録制度の場合であっても、被保険者の秘密を扱うことから、当該業務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、指定制度と同様の罰則(30万円以下の罰金)を科す必要があります。</p> <p>○全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 左記に同じ。</p>	
2 行政費用	<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 国は、指定全額免除申請事務取扱者を指定する業務や指定全額免除申請事務取扱者に対する受託手数料及び制度を周知するための費用が発生します。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 国は、指定全額免除申請事務取扱者が事務の処理を怠った時等の調査・指導を行う等の業務負担が発生します。</p>						<p>○全額免除申請事務取扱者の登録制度の創設 改正案と同様の費用が発生。加えて、登録制度であるため、一地域に複数の全額免除申請事務取扱者が存在する可能性がありますが、この場合、被保険者の秘密を扱うが増えることとなり、情報漏洩の危険性が高まります。その結果、情報漏洩の監視コストが改正案より増大します。</p> <p>○全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 左記に同じ。</p>	
3 その他の社会的費用	<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 特段、費用は発生しないと考えられます。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 特段、費用は発生しないと考えられます。</p>						<p>○全額免除申請事務取扱者の登録制度の創設 改正案より情報漏洩の発生リスクが高く、よって被保険者の秘密の漏洩により社会の混乱を招く危険性が高くなります。また、漏洩がなくとも、一人の被保険者に複数の事務者からの接触があり得るため、被保険者の混乱を招くおそれがあり、これにより年金制度の運用に対する不信を招く可能性もあります。</p> <p>○全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 左記に同じ。</p>	
規制の便益(注)	便益の要素						代替案の場合	
		<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 申請のわずらわしさから全額免除の申請手続きをとらない者が、簡便に手続きを行えるようになり、そうした者の年金受給権の確保につながります。また、指定全額免除申請事務取扱者には、秘密保持義務が課されていることから、利用者は安心して指定全額免除申請事務取扱者を利用することができます。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 国の関与があることから、利用者は安心して指定全額免除申請事務取扱者を利用することができます。</p>						<p>○全額免除申請事務取扱者の登録制度の創設 左記に同じ。ただし、要件に該当する場合には必ず登録する登録制度であるため、秘密保持に関する安心感は改正案より劣ると考えられます。</p> <p>○全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 上に同じ。</p>
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設 改正案・代替案ともに申請事務者に、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれますが、申請のわずらわしさから全額免除の手続きをとらない者が、簡便に手続きを行えるようになり、そうした者の年金受給権の確保につながり、費用を上回る便益が得られます。また、改正案によると代替案によるよりも情報漏洩の危険性が低くなることから、改正案は代替案より優れています。</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度の創設 改正案では、国の関与があることから、利用者は安心して指定全額免除申請事務取扱者を利用することができます。一方で事務を適正かつ確実に実施するための措置を講ずる費用が見込まれますが、適正かつ確実な事務が実施されることにより、全額免除の手続きをとらない者の年金受給権の確保につながり、「高齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」という国民年金制度の目的の達成が図られることは、その費用を大きく上回ります。</p>							
有識者の見解その他関連事項	<p>平成25年12月13日「社会保障審議解年金部会年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」報告書(抄)</p> <p>○指定全額免除申請事務取扱者の指定制度の創設関係 ・所得の証明などの手続きの煩雑さ等の理由により、免除等の申請をしない者が存在 ・所得情報等から免除基準に該当する可能性が高いと判定できる者に対して、被保険者本人の申請意思を簡便な方法で確認できるような、職権適用と同様のメリットが期待できる仕組みを設けることが考えられる。</p>							
レビューを行う時期又は条件	<p>本改正案では、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしてされており、指定全額免除申請事務取扱者の指定制度及び指定全額免除申請事務取扱者に対する改善命令制度については、改正の必要が認められる場合に見直しを行います。</p>							